

津山市立鶴山小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

めざす子ども（児童）像

- ◎(お互いを認め合い他者と)つながる子 ○(粘り強く)やりぬく子 ○創造性豊かに考える子
- ・学校生活の中で、自他の存在を認め合い、自己肯定感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子
- ・対立やジレンマを他者（仲間）と協力しながら乗り越え解決しようとする子
- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ◎感度の高い日常的な見守り（子どもたちの様子を見る。子どもたちの声を聴く。子どもたちに訊く。）を大切に、「子どもたちの安心・安全な居場所づくり」に努める。【未然防止】
- ◎いじめは「どの学級においても起こりうる」「どの児童においても被害者や加害者、傍観者にもなりうる」といった認識に立ち、組織的な指導・対応を行う。【早期発見・早期対応】
- <重点となる取組>
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために学期ごとにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- ・インターネット・メールの利用やネット上のいじめ等に関する情報モラルについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修等を実施する。
- ・「いじめについて考える週間」において、各学年等が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決していこうとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針について、学校だよりやホームページでの掲載、PTA総会における説明等を通して、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・学級懇談や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会の協力を得ながら、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行いいじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発の取組を進める。
- ・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等を周知し、活用を促す。

学 校

いじめ防止対策委員会

- <いじめ防止対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対
- <いじめ防止対策委員会の開催時期>
- ・学期ごとに開催（※校内においては必要に応じ随時開催）
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・直近の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼や臨時会議等で伝達
- <構成メンバー>
- ・校外
有識者、主任児童委員、PTA会長、SC、SSW、等、
- ・校内
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・津山市教育委員会
- <連携の内容>
- ・ネット・パトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SC、SSW等）の派遣
- <学校側の窓口>
- ・教頭、生徒指導主事
- <連携機関名>
- ・津山警察署
- ・青少年サポートセンター
- ・津山市子ども子育て相談室
- ・津山児童相談所
- ・医療機関
- <連携の内容>
- ・見守り児童の情報交換、サポート会議の開催
- ・情報モラル、非行防止教室の実施
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導主事

学校が実施する取組

①

いじめの未然防止

- （職員研修）
- ・教職員の指導力向上のための研修として、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点等についての研修を行う。
- （学級づくり）
- ・自己有用感や自己肯定感を感じられる学級づくりや学習に向かう落ち着いた環境づくりを行う。
- （委員会活動）
- ・いじめについて考える週間や人権週間では、児童会活動の中の委員会活動において、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- （居場所づくり）
- ・行事に限らず、学校生活の様々な場面における積極的な異学年交流等を通して、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。
- （情報モラル教育）
- ・SNSでのトラブルやいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する側の責任と自覚や適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年において行う。また、保護者への啓発活動もあわせて実施する。

②

早期発見

- （実態把握）
- ・一日の学校生活の振り返りを重視する。（子どもたちから聴く。子どもたちに訊く。）→ 特活や学活等の工夫
- ・児童生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、学期毎の教育相談を行うことで、児童生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見に努める。
- （相談体制の確立）
- ・相談担当の教職員を児童に周知し、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできる体制を整える。
- （情報共有）
- ・児童生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- ・学年団会や職員終礼等で、児童に関わる情報共有の場と時間を意図的に設ける。
- （家庭への啓発）
- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③

いじめへの対応

- （いじめの有無の確認）
- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- （いじめへの組織的対応の検討）
- ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- （いじめられた児童への支援）
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- （いじめた児童への指導）
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。
- また、当該児童の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
- 【重大事態→①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が及ぶ ②いじめにより児童が相当の期間を欠席する（年間30日が目安）への対応】
- ・いじめによる重大事態と思われる案件を学校として認識した場合や、学校が認識しておらず、児童や保護者から申し立てがあった場合にも必要に応じて事実関係の確認を行い、重大事態があったものとして直ちに教育委員会に報告する。
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、いじめ対策委員会を開催し、教育委員会と連携して組織的に報告や調査等の対応に当たる。
- ・重大事態で学校が調査すべき項目や第3者が調査すべきケース、警察との連携が必要なケースを明確にし、当該児童や保護者と共通理解を図りながら丁寧に対応を行う。
- ・重大事態に備え、日頃から情報の正確な記録と効率的な管理の仕組みを整えておく。

